

学校感染症による出席停止措置について

学校感染症に罹患した場合は、学校保健安全法により出席停止措置となりますので、別紙「治癒証明書」を主治医に記入していただき、症状が軽快して登校する際に学校へ提出してください。（出席停止の期間は、欠席扱いとはなりません。）

学校感染症の種類と出席停止期間の基準

- 【第一種】エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、中東呼吸器症候群（MERS）及び特定鳥インフルエンザ、指定感染症、新感染症
- * 以上については、治癒するまで出席停止です。
 - * 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は第一種の感染症とみなします。

【第二種】飛沫感染するもので学校において流行をひろげる可能性が高い感染症

疾患名	出席停止の期間の基準
<u>インフルエンザ*</u> (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
<u>新型コロナウイルス感染症*</u>	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化（かさぶたができる）するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

***「インフルエンザ」と「新型コロナウイルス感染症」は、出席停止期間の基準を満たしたら、主治医による「治癒証明書」ではなく、保護者が「療養報告書」を記入し、登校時学校へ提出してください。**

【第三種】コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

- * 以上については、病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで出席停止です。
- * 群馬県では「第三種 その他の感染症」については定めないとしています。

治 癒 証 明 書

群馬県立板倉高等学校長 様

1 学年 組 番・氏名 年 組 番 氏名 _____

2 学校感染症の種類

3 出席停止の期間

令和 年 月 日 () から

令和 年 月 日 () まで

上記の学校感染症が治癒したため、 月 日より登校可能であると
認めます。

令和 年 月 日

医療機関住所

医療機関名称

医 師 名 _____